

## ツキノワグマ管理計画(案)の概要

1 管理すべき鳥獣の種類：ツキノワグマ（以下「クマ」という。）

2 計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日

3 計画対象地域：兵庫県全域（ただし、本州部に限る。）

### 4 計画策定の目的

- (1) 人身被害・精神被害の防止による安全・安心の確保
- (2) 農林業被害の軽減
- (3) 地域個体群の健全な維持

### 5 これまでの経過と現状

#### (1) これまでの取り組み

平成15年度から3期にわたりツキノワグマ保護管理計画を策定し、地域個体群の健全な維持と被害防止の両立を図るため、出没や被害の状況に応じて、防護や追い払い、学習放獣などの非捕殺対応を含む段階的な出没対応を実施してきた。

平成28年度には、推定生息数の中央値が800頭を超えたため、制限的に狩猟を解禁した。

#### (2) 現状

##### ① 分布域

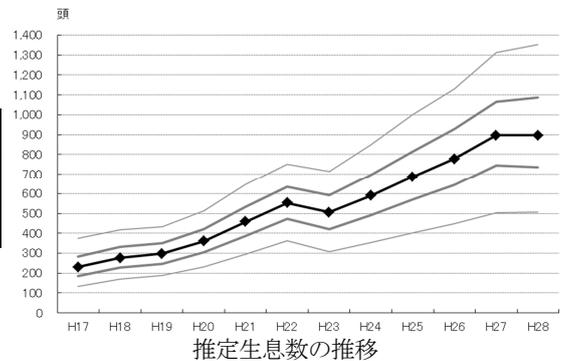
県北西部を中心とした「東中国地域個体群」と県北東部を中心とする「近畿北部地域個体群」の2集団が円山川を境として分布しているとされている。しかし、一度放獣した個体が円山川を越えて移動し、再度捕獲された事例も確認されている。さらに但馬南部地域における両個体群が接続する地域での捕獲も増加しており、両地域個体群の境界が不明瞭な地域も出現してきている。

##### ② 生息状況

以前と比べて増加している。

区分	兵庫県全体
推定増加率	平均17.4%（中央値）
推定個体数	897頭(90%信用区間で505～1,354頭)

平成28年当初の推定



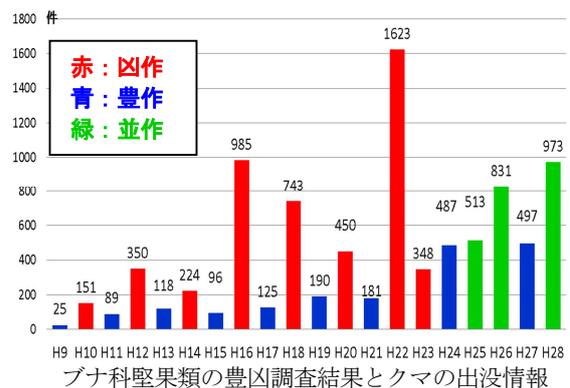
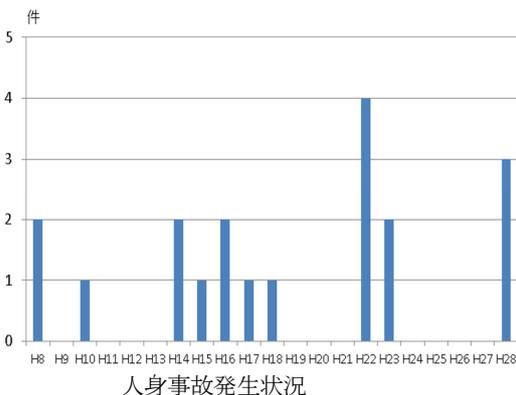
##### ③ 被害状況

###### ・ 人身被害

平成8年度以後19件の人身事故が発生。うち9件が平成22年度以降発生しており、クマの生息数の増加により人と遭遇する機会が増大していることが窺える。

###### ・ 農林業被害

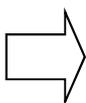
毎年発生しているが、生息地での食物資源（山の実り）に左右され、年次変動が激しい。



## 6 管理の基本的な考え方

クマの生息動向と出没や被害状況を踏まえ、年度ごとに生息数に応じた順応的管理を行う。

県下のクマの推定生息数に対応した目標達成のための方策を設定



年度別事業実施計画

- ・生息数の推定と生息動向の把握
- ・推定生息数に対応した具体的な目標達成方策

## 7 管理の目標

- (1) 人身被害ゼロ
- (2) 被害対策の充実強化による人の生活圏への出没防止
- (3) 推定生息数 400 頭以上の維持

※年度別事業実施計画は、保護計画の下位計画で、「野生動物保護管理運営協議会」で検討・協議の上で、県が作成し公表する。

## 8 目標達成のための方策

### (1) 個体数管理

クマの絶滅リスクと被害リスクを同時に管理するため、新たにゾーニングを設定し、推定生息数とゾーン区分により狩猟や有害捕獲などの取り扱いを決定する。

### (2) ゾーニング管理

#### ① ゾーニングの定義と管理目標

区分	クマの生息ゾーン	集落周辺ゾーン	集落ゾーン
概念	クマの生息に適した地域	里山の地域 集落ゾーンの周辺地域	集落内や農地など人間活動が盛んな地域
クマの生息環境	鳥獣保護区の設定 良好な生息環境の維持	バッファゾーンの整備、藪等の刈り払い等集落ゾーンに接近しにくい環境	誘引物の除去と管理
被害リスク	登山者などとの突発的な遭遇	森林林業者、農業者、登山者などとの突発的な遭遇	農業被害、人身被害、精神的な被害
被害防除	入山者への注意喚起、情報提供	バッファゾーンの整備、藪等の刈り払い等	誘引物の除去と管理、電気柵等での防除、追い払い、地域住民への注意喚起

※環境省が公表している植生分布図データを基に、各市町と調整、合意のうえ、集落ゾーンの境界を設定する。

#### ② ゾーニングごとの狩猟の取り扱いと有害捕獲の対応

狩猟の取り扱い	推定生息数 (中央値)	有害捕獲の対応		
		クマの生息ゾーン	集落周辺ゾーン	集落ゾーン
狩猟禁止	400 頭未満	有害捕獲は実施しない ※ただし、人身事故個体等の有害捕獲は実施可能		有害捕獲を実施 ※捕獲個体は、学習放獣
	400 頭以上 800 頭未満		有害捕獲を実施 ※捕獲個体は、原則殺処分	
狩猟禁止を解除	800 頭以上			

### (3) 総捕獲数管理

県全体のクマの安定的な維持と保全のために、年度ごとに総捕獲頭数の上限を設定する。

### (4) 被害防除

県及び市町、関係団体が連携し、クマとの突発的な遭遇を回避する。

### (5) 生息環境管理

野生鳥獣の生息環境に必要な多様な森林整備を図る。

### (6) 普及啓発

被害防止と地域個体群の健全な維持の推進のため、正しい知識の普及を図る。

### (7) 隣接府県間の情報共有化による地域個体群管理

他府県と連続する地域個体群の健全な維持を図るため、隣接府県との連携強化を進めていく。

## 9 モニタリング等調査研究

生息状況や被害状況等を毎年把握し、年度毎に個体数に応じた順応的管理を行う。